

議案第13号

小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について

小松島市市税賦課徴収条例（昭和25年小松島市条例第133号）の
一部を別紙のように改正する。

平成31年3月4日提出

小松島市長 濱田保徳

小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

小松島市市税賦課徴収条例（昭和25年小松島市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第50条第3項中「税務署」を「税務官署」に改める。

第65条第1項中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

第67条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 固定資産税額が3,900円以下の金額であるものについては、前2項の規定にかかわらず、当該各項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する一の納期において、当該固定資産税額の全額を徴収する。

第69条を次のように改める。

（固定資産税の納税通知書）

第69条 第67条第3項の規定により固定資産税額の全額を一の納期において徴収する場合を除き、固定資産税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の固定資産税額をその納期の数で除して得た額とする。

第81条の2に次の3号を加える。

- (2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの
- (3) 血液事業の用に供するもの
- (4) 救護資材の運搬の用に供するもの

附則第10条の3第4項中「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」に改める。

附則第11条第6号中「附則第10条」を「附則第13条」に改める。

附則第12条の2中「（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」を「（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第81条の2の改正規定は、平成31年10月1日から施行する。